平成２９年（フ）第５３３号
さいたま市北区奈良町134番地１　市営奈良住宅２号棟509
債務者　西野　志穂
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５２号
さいたま市桜区南元宿２丁目11番27号　エターナル南与野307
債務者　金子　隆裕
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
埼玉県加須市三俣１丁目８番地13
債務者　山崎　浩行
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
埼玉県草加市高砂２丁目21番２－607号
債務者　光山　美香
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2280番地、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4709番地７
債務者　野呂田　稔
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2280番地、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4709番地７
債務者　野呂田キヨ子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
千葉県市川市香取２丁目８番18号（松原コーポ101号）
債務者　松田　利明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６５号
千葉県八千代市大和田新田1075番地88　サニーホームズ緑ヶ丘204号
債務者　李　　晃葉
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５８号
千葉市緑区高田町1789番地１　こころの風元気村、申立時の住所千葉市緑区辺田町578番地　下総精神医療センター
債務者　野田　正宏
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｎ－１棟126号
債務者　鴇田　幸子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６９号
千葉市中央区道場北１丁目12番４号　ノース道場103号
債務者　藤本　義一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１４号
千葉県船橋市行田２丁目７番１号　青い鳥ホーム
債務者　永井麻菜美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６９号
千葉市美浜区幸町２丁目11番４棟503号
債務者　野崎　美耶
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４８０号
千葉県八千代市上高野1126番地５　ポワソンルージュ103
債務者　ナカヨ　アバロス　イサック　アレサンデル（通称ナカヨ　アバロス）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１８号
千葉県市川市富浜２丁目４番７号
債務者　小口　美穂
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２号
川崎市川崎区大師駅前１丁目16番７－302号セブンスターマンション
債務者　伊藤　祐輔
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
川崎市幸区小向西町４丁目114番地１　グランイーグルｗｉｎｇ川崎Ⅱ　302
債務者　平澤こずえ
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係